

子どもを預けたいとき



保育所等の利用の流れについて

幼稚園・認定こども園 申請～利用開始の流れ

①申請書類を入手

各施設で募集要項と申請書類を配布しています

・直接施設にお問い合わせください。

②申請書類を提出

必要書類を揃えて、希望する施設に直接提出してください

・施設や認定区分により先着順となる場合があります。

③支給認定

町内の幼稚園・認定こども園を利用するには支給認定が必要です

・「支給認定通知書」を交付します。
・希望者には「支給認定証」も交付します。

④入園説明会等への参加

各施設で一日体験入園や入園説明会を実施します

・詳細な日程や内容は、各施設に直接お問い合わせください。

⑤利用開始

いよいよ園生活が始まります

・入園時に「保育料無償のお知らせ」を交付します。
・対象者には「副食費徴収免除のお知らせ」も併せて交付します。

子どもを預けたいとき

広告



FASHION QUALITY
CLEANING

力 有限会社
白光ドライクリーニング店

新ひだか町静内吉野町4丁目1-16
TEL(0146)42-1358 FAX(0146)43-3877



**YAMAHA
MUSIC SCHOOL**

ヤマハ音楽教室

いつでも体験、見学大歓迎!!
お気軽にお問い合わせ下さい

ひだかミュージックスクール
静内教室 代表者 古館 恵

〒056-0024 ひだか町静内山手町3-7-4 | ホームページ



保育所 申請～利用開始の流れ

①申請書類を入手

役場窓口または町ホームページで入手できます

配布場所

- ・こども家庭センター
- ・三石庁舎地域振興課

②役場窓口に申請書類を提出

申請は先着順ではありません

・必要書類を揃えて、上記窓口に提出してください。

③利用調整

町が保護者の状況や保育の必要性を総合的に判断し、利用施設を調整します

・利用可能施設が決定されます。

④結果通知

利用が決定した場合、
町または施設から通知します

・各施設より入所説明会・面接等のお知らせがあります。

⑤支給認定

町内の保育所・幼稚園・認定こども園
を利用するには支給認定が必要です

・「支給認定通知書」を交付します。
・希望者には「支給認定証」も交付します。

⑥入所説明会等への参加

各施設で、一日体験入所や入所説明会
を実施します

・詳細な日程や内容は、各施設に直接お問い合わせください。

⑦利用開始

いよいよ保育所生活がスタートします

・対象者には、「利用決定通知書」、「保育料無償のお知らせ」を交付します。

子どもを預けたいとき

新ひだか町 フォトギャラリー



新ひだか町図書館・博物館



総合町民センターはまなす

保育所(園)

保護者の就労等で日中子どもを見ることができない家庭の乳幼児を保育します。

静内保育所

- 住所 静内緑町3丁目6番20号
- TEL 42-1467
- 対象 満2歳～就学前の幼児
- 定員 60名
- 時間 月～土 7:30～18:30
(短時間)8:00～16:00



学校法人 マーガレット学園 マーガレット保育園

- 住所 静内御幸町6丁目2番26号
- TEL 42-0737
- 対象 4カ月～3歳未満児(2歳児)
- 定員 60名
- 時間 月～金 8:00～18:30
(短時間)8:00～16:00
土 8:00～18:00
(短時間)8:00～16:00



※早朝保育あり

延長保育 3号標準 月～金 18:30～19:00
3号短時間 月～金 16:00～19:00
土 16:00～18:00
全て別料金(利用1回につき200円)

社会福祉法人 雪の聖母園 静内ベビーホーム

- 住所 静内緑町2丁目6番36号
- TEL 42-3175
- 対象 産休明け(8週)～3歳未満児(2歳児)
- 定員 50名
- 時間 月～土 7:30～18:00
(短時間)8:00～16:00



広 告

鮮魚・各種水産加工品の直売も承ります

JFひだか漁業協同組合

日高郡新ひだか町静内春立141番地
TEL0146-48-2111 FAX0146-48-2220

門別支所 TEL01456-2-5221 富浜事業所 TEL01456-2-0042
新冠支所 TEL0146-47-2611 厚賀事業所 TEL01456-5-2603
三石支所 TEL0146-33-2211 入船事業所 TEL0146-42-1115
特産品販売センター 三石道の駅 東静内事業所 TEL0146-44-2234
TEL0146-34-2281 奥御事業所 TEL0146-44-2030
FAX0146-37-6181

KUMON

公文式 静内中央教室

算数・数学 英語 国語

毎週 月・木曜日 午後2時～7時の都合の良い時間
幼児～中学生・高校生以上

TEL.090-2698-0448

Mail. ootomo0401@docomo.ne.jp

新ひだか町静内吉野町1丁目1-7(大友)

いつでも、見学もお問い合わせも大歓迎! お気軽に。

子どもを預けたいとき

社会福祉法人 延出福祉会 延出保育所

〒059-3103

- 住所 三石豊岡201番地の4
- TEL 33-2838
- 対象 0歳(産休明け8週)～就学前の幼児
- 定員 20名
- 時間 月～金 7:30～18:00
(短時間)8:30～16:30
土 7:30～16:00
(短時間)8:30～16:00

★放課後児童クラブあり

※詳しくはお問い合わせください



社会福祉法人 本桐福祉会 本桐保育所

〒059-3231

- 住所 三石本桐224番地の5
- TEL 34-2223
- 対象 0歳(要相談)～就学前の幼児
- 定員 30名
- 時間 月～金 7:30～18:00
(短時間)8:30～16:30
土 7:30～17:00
(短時間)8:30～15:00



新ひだか町 フォトギャラリー



鮮やかなブルーのデルフィニウム



ミニトマト(太陽の瞳)

社会福祉法人 博鳳会 歌笛保育園

〒059-3351

- 住所 三石歌笛96番地の1
- TEL 35-3334
- 対象 0歳～就学前の幼児
- 定員 20名
- 時間 月～金 7:30～17:30
(短時間)8:00～16:00
土 7:30～16:00
(短時間)8:00～16:00

★放課後児童クラブあり

※詳しくはお問い合わせください



認定こども園

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の提供並びに保護者に対する子育て支援を総合的に行います。

学校法人 マーガレット学園 認定こども園 マーガレット幼稚園

- 住所 静内御幸町6丁目2番26号
- TEL 42-0737
- 定員 200名
- 時間
- ◆1号認定
月～金 8:00～13:00
※夏・冬・春休みはお休みになります
※急な預かり保育についてはご相談ください
- ◆新2号認定
月～金 7:30～最長19:00
- ◆2号認定
月～金 7:30～最長19:00
土 7:30～18:00
- ◆2歳児・満3歳児クラス
週3日と5日コースがあります



認定や料金等、詳しくはホームページをご覧ください
ホームページ <https://www.margaret.ed.jp>

★放課後児童クラブあり

※詳しくはお問い合わせください



子どもを預けたいとき

幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

学校法人 愛静学園 静内幼稚園

- 住所 静内山手町2丁目7番1号
- TEL 42-1762
- 定員 75名
- 時間 月・火・木・金 8:30～13:30
水 8:30～12:30
※夏・冬・春休みもお預かりします。
(※詳しくはお問い合わせください)



- ★預かり事業保育(なかよし保育) 17:30まで(18:00までは相談に応じます。)
(※詳しくはお問い合わせください)
- ◆2歳児学級 週2回(令和7年度は火・金) 10:00～11:30
- ◆地域開放 毎週水曜日 14:00～16:00
(※詳しくはお問い合わせください)

一時預かり(一般型)

園 健康推進課 こども未来係 ☎49-0288

保護者の仕事、病気、事故、看護、出産、冠婚葬祭などで一時的にお子さんの保育ができない場合、保育所でお預かりします。保育所の休所日は実施していません。また、行事等によりお預かりできない場合があります。詳細は施設へお問い合わせください。

- 利用対象 新ひだか町内に在住する、原則として保育所・幼稚園・認定こども園に在籍していない就学前の児童(受入年齢は施設により異なります)
- 利用形態
 - 1.非定型的保育サービス事業 保護者の労働、職業訓練、修学等により継続的に家庭保育が困難となるお子さんに対する保育
 - 2.緊急保育サービス事業 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭保育が困難となるお子さんに対する保育
 - 3.私的理由による保育事業 保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する場合等における児童に対する保育
- 利用期間
 - 1.非定型的保育サービス事業:週3日以内、1ヶ月12日以内
 - 2.緊急保育サービス事業:1ヶ月12日以内
 - 3.私的理由による保育事業:1ヶ月12日以内
- 利用料金

年齢区分	利用料			
	午前利用	午前利用(給食あり)	午後利用	1日利用(給食あり)
3歳未満児	1,000円	1,450円	1,000円	2,000円
3歳以上児	800円	1,200円	800円	1,600円

※保育の必要性がある児童の利用については、無償化の対象となる場合があります。

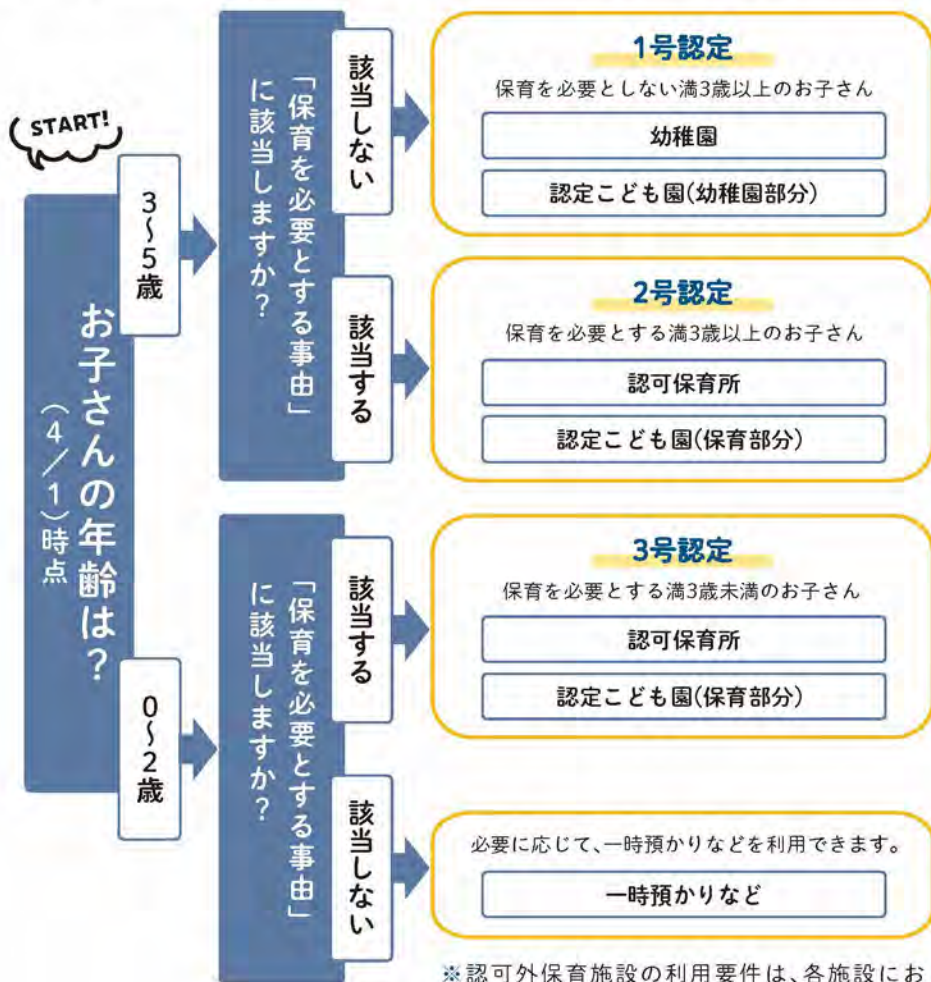
●実施施設

施設名	受入年齢	受入時間	連絡先
静内保育所	満1歳6ヶ月～就学前	8時00分～16時00分	42-1467
マーガレット保育園	0歳(4ヶ月)～2歳児	8時00分～17時00分	42-0737
延出保育所	0歳(産後8週)～就学前	8時00分～16時00分	33-2838
静内ベビーホーム	0歳(産後8週)～2歳児	8時00分～16時00分	42-3175
歌笛保育園	0歳(産後8週)～就学前	8時00分～16時00分	35-3334

子育て利用施設

早わかりチャート

保育所や幼稚園などを利用するには、教育・保育給付認定の区分でいずれかの認定を受ける必要があります。フローチャートに沿って受けられる認定区分をご確認ください。



子どもを預けたいとき

保育を必要とする事由

保育所及び認定こども園(保育部分)の利用については、保護者のいずれもが次の事由に該当する方が対象です。

保育が必要な事由	内容
①就労	会社や自宅等で就労を月48時間以上している
②妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産後の8週後の月末まで
③疾病・障がい	病気やけがにより心身に障がいがある
④親族介護・看護	同居親族の介護や看護を常時している
⑤求職活動	求職活動を継続的に行っている(2ヵ月間のみ)
⑥就学	学校・専修学校(職業訓練を含む)に就学している

保育の必要量

2号または3号認定を受ける方は、保護者の就労状況等に応じ、次のいずれかに区分されます。

●保育標準時間 フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)

●保育短時間 パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

※両親のいずれかが月120時間未満の就労かつ施設利用が保育短時間の利用時間内である必要があります。(利用時間は施設により異なります。)

保育料について

保育料は、保護者等の町民税額の合計額で算定します。

4月～8月の保育料	9月～3月の保育料
前年度の町民税額に基づいて決定	当該年度の町民税額に基づいて決定

3号認定(0歳児～2歳児の児童)

階層区分	3歳未満(月額)	
	標準時間認定	短時間認定
第1階層(生活保護世帯)	無料	無料
第2階層(町民税非課税世帯)	無料	無料
第3階層 町税所得割額 48,600円未満	第1子	18,500
	第2子	無料
第3階層のうち 母子世帯・障がい者在宅世帯	第1子	8,750
	第2子	0
第4階層の一部 町民税所得割額 77,101円未満 かつ母子世帯・障がい者在宅世帯	第1子	9,000
	第2子	0
第4階層 町民税所得割額 97,000円未満	第1子	25,300
	第2子	無料
第5階層 町民税所得割額 169,000円未満	第1子	33,600
	第2子	無料

↑多子軽減:
高校生の兄姉
までカウント

階層区分		3歳未満(月額)	
		標準時間認定	短時間認定
第6階層 町民税所得割額 301,000円未満	第1子	42,700	31,100
	第2子	21,350	15,550
第7階層 町民税所得割額 301,000円以上	第1子	52,000	37,900
	第2子	26,000	18,950
◇多子軽減 ・第1～5階層は高校生までの兄弟からカウント ・第6・7階層は未就学児の兄弟からカウント		<ul style="list-style-type: none"> ・第1～5階層:第2子以降無料 ・第6・7階層:第2子半額、第3子以降無料 	

●町民税所得割

父母双方の町民税所得割を合計して、保育料を算定します。

ひとり親世帯の場合、収入が103万円未満かつ祖父母と同居している場合には、祖父母の所得の高いほうも算定に含めます。

保育料の軽減世帯について

- ・年収640万円未満相当世帯(町民税所得割額169,000円未満)は、第1子の年齢を問わず、第2子以降が無料になります。
- ・町民税所得割額が169,000円を超える世帯は保育所等を利用する最年長の児童を第1子とカウントし第2子は半額、第3子以降は無料となります。

町民税所得割額	第1子	第2子
169,000万円未満	基準額の保育料	無料 ※第1子の年齢要件なし
169,000万円以上		第2子は半額 第3子以降は無料 ※保育所・幼稚園・こども園に通う子から数えて第2子以降

幼児教育・保育無償化について

- ・令和元年10月から、保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育所等を利用する3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの町民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されました。

区分	認可施設			認可外保育施設	
	教育認定(1号認定)	保育認定(2号・3号認定)		保育認定(2号・3号認定)	
年齢	満3歳から5歳	3歳から5歳	0歳から2歳	3歳から5歳	0歳から2歳
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園 		<ul style="list-style-type: none"> ・院内保育施設 ・一時預かり 	
保育料(月額)	0円	0円	町民税非課税世帯0円	37,000円を上限に無償	町民税非課税世帯42,000円を上限に無償
その他					

- ・認可外保育施設を利用した際に無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定(子育てのための施設等利用給付認定)」を受ける必要があります。
- ・保育料は無料となりますが、副食費(おかず、おやつなど)や行事費等については、無償化の対象外となります。ただし、副食費は一部の世帯で免除されます。

副食費免除世帯

- 年収360万円相当世帯
- すべての世帯の第3子以降(年齢要件あり)の子ども
副食費の免除は、対象期間に応じて以下のとおりとなります。

4月～8月の免除	9月～3月の免除
前年度分の町民税に基づいて決定	当該年度分の町民税に基づいて決定

児童館

健康推進課 こども未来係 ☎49-0288

地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

地域の子どもたちの遊び場として自由に利用できます。

しずない小学校児童館

静内緑町3丁目5-1(静内小学校内) ☎42-5533

- 対象 小学生
- 開館時間 平日 放課後～17:00(昼休み12:00～13:00)
土曜・学校休業日 8:00～17:00
- 休館 日曜日、祝祭日、年末年始

こうせい児童館

静内こうせい町2-8-14 ☎42-7781

- 対象 幼児(保護者同伴)、小学生
- 開館時間 平日 10:00～17:00(昼休み12:00～13:00)
土曜・学校休業日 8:00～17:00
- 休館 日曜日、祝祭日、年末年始

みついし小学校児童館

三石本町222-1(三石小学校内) ☎32-3216

- 開館時間 平日 10:00～17:00(昼休み12:00～13:00)
土曜・学校休業日 8:00～17:00
- 休館 日曜日、祝祭日、年末年始

11月から1月の冬期間は閉館時間が16:00になります。

しずない小学校児童館、こうせい児童館、みついし小学校児童館では、学童保育(放課後児童クラブ)も行っています。(無料)

父母が共働きなどの理由で、学校から直接児童館に来て過ごすことができます。
※申請が必要です。

なかよし児童クラブ(しずない小学校児童館)・こうせい児童クラブ・みついし児童クラブ

- 利用時間 月曜日～金曜日 放課後～18:30
土曜日 8:00～18:30
※春・夏・冬休み期間 月曜日～土曜日 8:00～18:30